

令和8年三重県議会定例会
防災県土整備企業常任委員会
説明資料

◎所管事項

- (1) 「令和8年版県政レポート（案）」について（関係分） …別途配布済み
- (2) 三重県建設産業活性化プラン2024 令和8年度取組内容（Ver.3）について …1
- (3) 三重県一般海域等管理条例（仮称）（中間案）について …23
- (4) 次期三重県都市計画基本方針の策定について …27
- (5) 脱炭素化の取組について …32
- (6) 審議会等の審議状況について …38
- ≪別冊1≫ 三重県一般海域等管理条例（仮称）（中間案）
- ≪別冊2≫ 三重県道路脱炭素化推進計画

令和8年6月23日

県 土 整 備 部

地域を支える建設業の将来像イメージ



令和8年6月
常任委員会

◎所管事項

(2) 三重県建設産業活性化プラン2024
令和8年度取組内容 (Ver.3) について

県土整備部
公共事業運営課
技術管理課
建設業課

プラン取組の最新情報はこちら↓

担い手確保支援チームの活動状況↓



X (旧Twitter)

@mie_kasseika



Instagram

@MIE_KENDO_NINAITE



目次



三重県建設産業 活性化プラン 2024

1. 三重県建設産業活性化プラン2024

2. 令和7年度の効果検証をふまえた 令和8年度の実施内容 (Ver.3)

- ・取組方針1 「担い手の確保」の取組
- ・取組方針2 「労働環境の改善」の取組
- ・取組方針3 「生産性の向上」の取組
- ・取組方針 「企業の安定経営に向けた
対応」の取組



1. 将来ビジョン

時代の変化に対応した経営により、地域の建設企業が将来にわたり存続し続ける

計画期間

【 令和6(2024)年度 ~ 令和9(2027)年度 】

2. 取組方針

地域の建設業が地域の守り手としてその役割を担い続けることができるよう、適正な利潤の確保に配慮しつつ、この4年間では、次の3つの取組方針を柱として、相互に連携し、相乗効果を生み出しながら、新たな将来ビジョンをめざします。

【取組方針1:担い手の確保】

「担い手の確保」では、新卒者やU・Iターン人材の建設業界への入職が定着するよう、①教育機関・建設業界・行政が連携し、②生徒・学生への魅力発信・動機付け等を行うとともに、③U・Iターン人材等への働きかけに取り組みます。

【取組方針3:生産性の向上】

「生産性の向上」では、①建設DXの導入を支援し、ICTやBIM/CIM等の②建設DXの活用を促進させるとともに、新技術の活用等、③建設DXの持続的な推進に取り組みます。

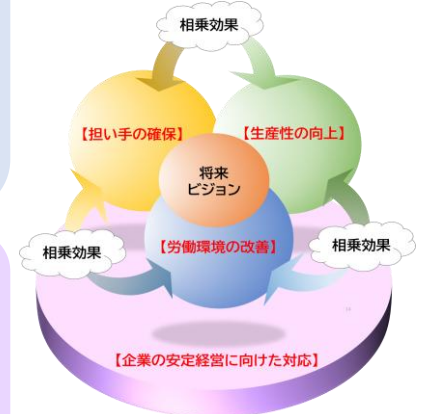
【取組方針2:労働環境の改善】

「労働環境の改善」では、自分・家族の時間が大切にできるよう、①週休2日制の定着や②施工管理の効率化・分業化による労働時間の削減に取り組みます。また、就業者が業界に定着するよう、③安全で快適な労働環境の実現をめざすとともに、④人材育成や福利厚生が充実するための支援などに取り組みます。

【取組方針:企業の安定経営に向けた対応】

「担い手の確保」、「労働環境の改善」、「生産性の向上」の取組施策を推進していくため、建設企業の経営状況の確認と適正な利潤の確保などに取り組みます。

◆ 各取組の関係性のイメージ



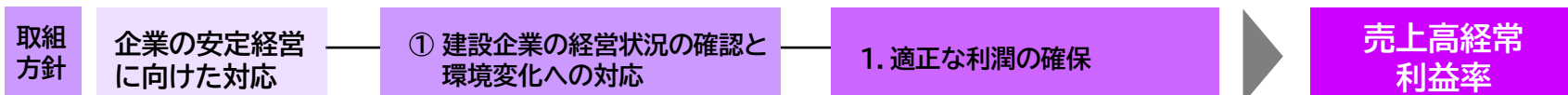


3.施策体系

以下の3つの取組方針のもと、10施策、23項目を実施するとともに、これらの取組に不可欠な企業の安定経営に向けた取組を継続的に実施します。



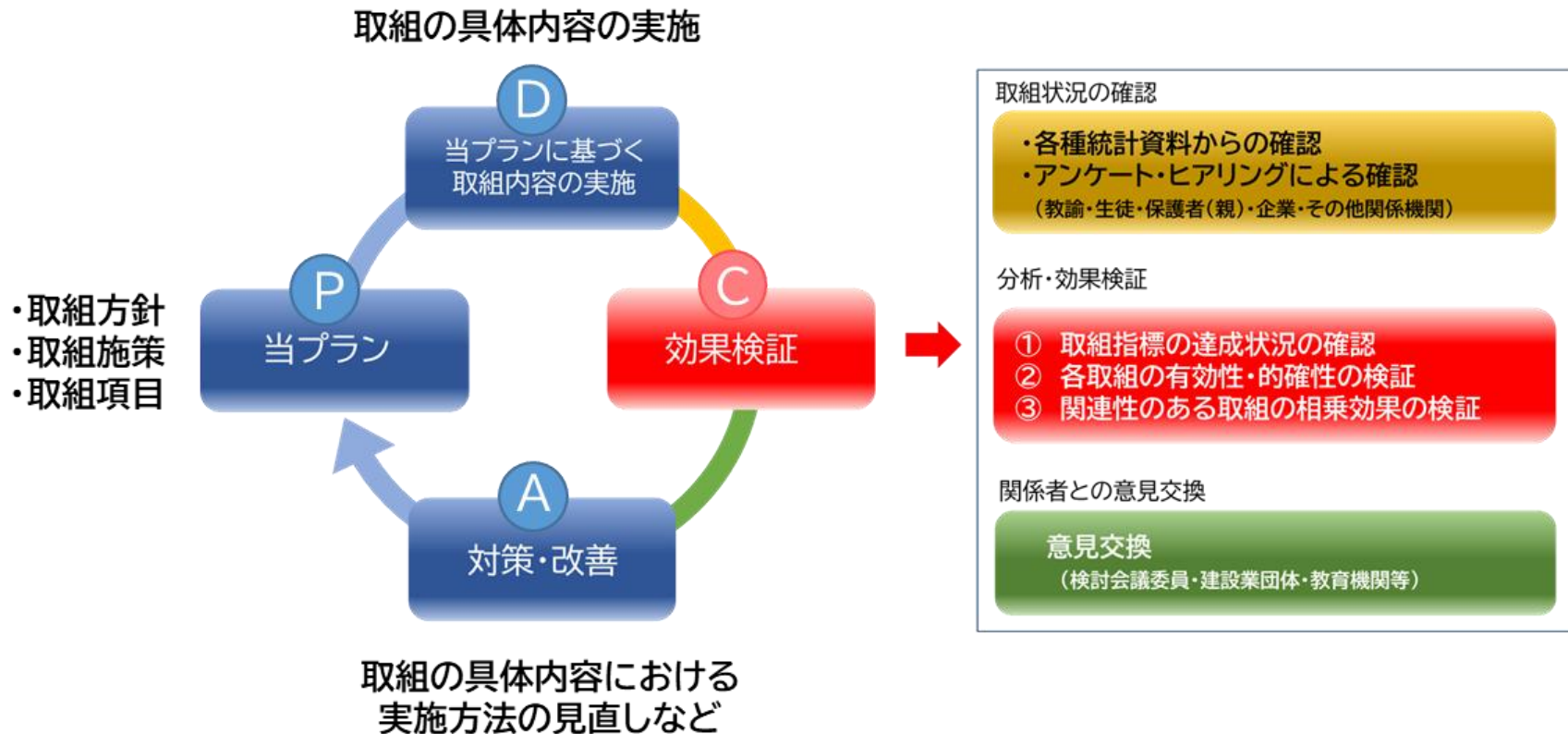
3つの取組方針を支える企業の安定経営に向けた取組方針





4. 取組の効果検証

- 取組を効果的に進めるため、各取組の効果を検証する会議を開催し、委員と意見交換を実施することで、対策・改善を行いながら取組を推進
- 統計資料やアンケート調査等により取組方針の進捗を代表する取組指標や各取組項目の達成状況を確認

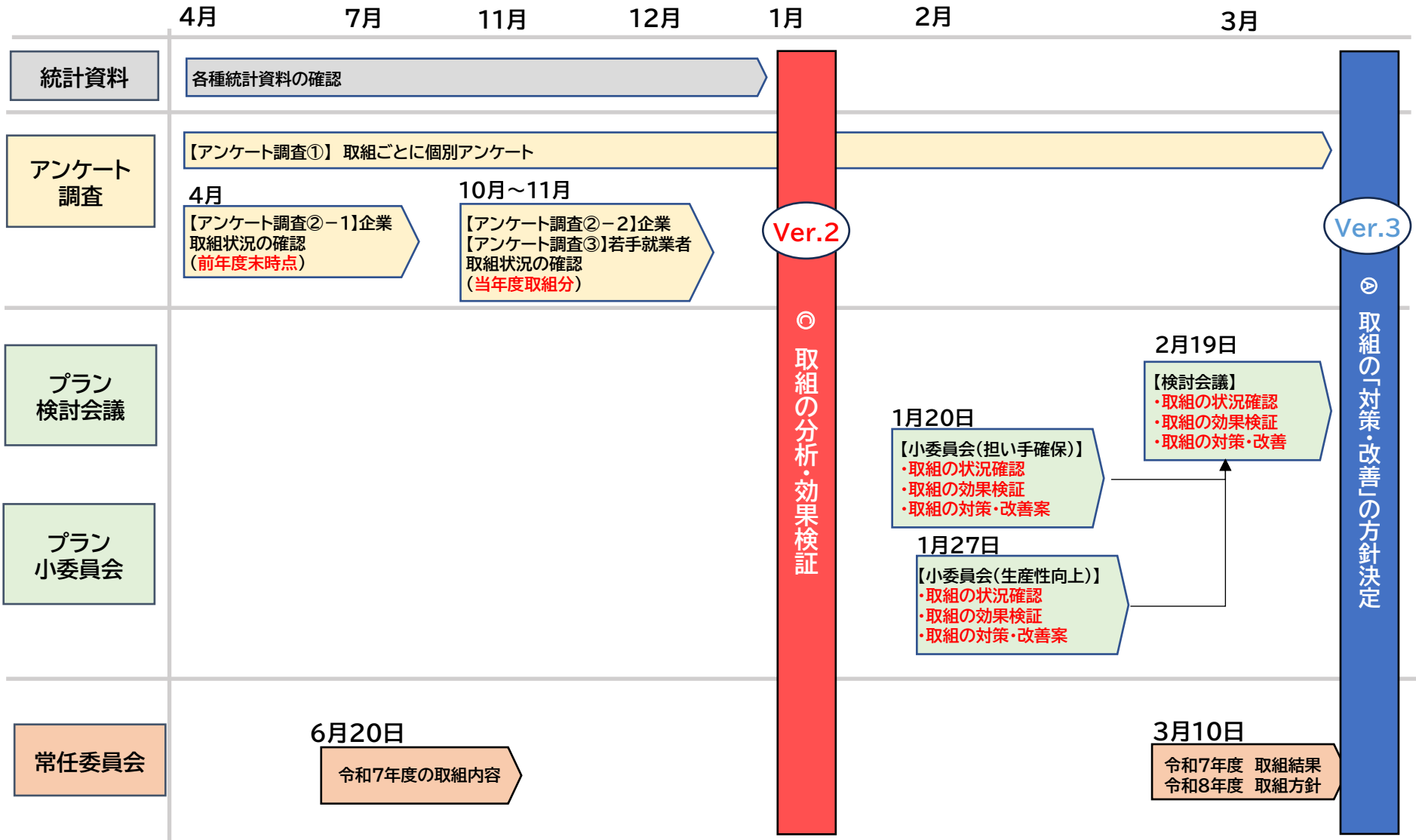




1.三重県建設産業活性化プラン2024

公共事業総合政策分野
担当課

5. 令和7年度スケジュール（効果検証・次年度の取組方針）





取組方針 1 担い手の確保

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- 学校訪問は、**近年の入職状況をふまえた優先度により訪問校を選定**すること、企業PR一覧表を作成し、学校訪問などで情報発信を行うことは必要である。(担い手・業団体)【取組方針①】
- 建設業は転職者が多いため、建設系学科以外にもアプローチする必要がある。(検討)【取組方針①】
- 地元への就職率の高い高校も対象とするなど間口を広げた方がよい。(検討)【取組方針①】
- 進学校についても、大卒就業者を見込んで、高校での「探求授業」の課題提供など、高校のニーズをつかんで取組を継続した方がよい。(検討)【取組方針①】
- 企業向けのセミナーは、時間や場所に制限されないオンラインや動画視聴などを用いたほうが良い。(担い手)
- 出前授業等では、**年代が近い若手就業者**がいることで生徒は自身が働くイメージができる。(担い手)【取組方針②】
- **若年層や保護者世代に建設業の魅力を伝えるためにイベントを開催**することは有効な取組である。
(担い手・業団体)【取組方針③】

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度の取組は継続して実施する。

- ① 学校訪問については、既存の取組実施校に加え、**近年建設企業に入職実績のある高校**や地元就職者が多い高校などに優先的に実施する。また、訪問時に企業PR一覧表などによる情報発信を行う。(★)
- ② 出前授業等に**卒業生を含む若手就業者**などを積極的に起用して、若手就業者を中心に働く者の目線から同世代にアピールする。(★)
- ③ SNSを活用した情報発信を継続するとともに、建設業の魅力を伝えるため、**建設業団体や教育機関と連携し、若年層と保護者世代が参加できる体験型イベントを開催**する。(★)

取組方針 2 労働環境の改善

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- 週休2日(土日休み)の取組は担い手確保のためには、継続していく必要がある。(検討・担い手)【取組方針①】
- バックオフィス業務を対象とした新たな人材の雇用は企業の負担であり、普及が進まない要因の一つとなっている。
(業団体)【取組方針②】
- バックオフィスの担い手育成は女性活躍につながる。また社外での講習会等の実施は企業の負担軽減にもなる。
(検討)【取組方針②】
- バックオフィスを知らずに敬遠している企業への理解促進が必要である。(検討)【取組方針②】
- 柔軟な働き方として、就業者がフルタイムや短時間などを選択できることが、企業としてPRできるポイントとなる。
(検討・担い手)
- CCUSでは、建退協との連携などの改善が進められているが、多くの企業が活用方法などを理解していないため、企業への普及が進まない。(担い手・生産性)【取組方針③】

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度の取組を継続して実施する。

- 週休2日工事の設定率の低い市町に対して、個別に取組要請を行うとともに、民間工事発注者への啓発を継続して行う。
- バックオフィス業務の導入促進に向けた取組を継続するとともに、実務担当者の育成支援等の企業ニーズに応えるため、未経験者が実践的な内容を学ぶ講習会の開催など人材育成へのサポートを行う。(★)
- CCUSの活用促進については、小規模な建設企業の導入が遅れているため、企業向け説明会の開催やチラシの配布等により理解促進を図るとともに、市町に対しても制度導入の働きかけを行う。あわせて、労働者の処遇改善に向けて改正建設業法による適正な労務費の確保と賃金行き渡り等に対する取組を行う。(★)



取組方針3 生産性の向上

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議:検討
担い手確保小委員会:担い手
生産性向上小委員会:生産性
建設業団体:業団体

- ・ 建設DX促進説明会は、**技術者以外のバックオフィス人材なども対象**としていく必要がある。(生産性)【取組方針①】
- ・ 建設DXは企業によって、習熟度に温度差があるため、取組を継続する必要がある。(検討)【取組方針①】
- ・ 講習会では受講対象者のニーズを取り入れブラッシュアップしていく必要がある。(検討)【取組方針②】
- ・ 現場での生産性を向上させるためには、**技術者自身がICT技術を習得することが重要**である。(生産性)【取組方針②】
- ・ ライブカメラの利用など、**施工現場の安全管理に関する事例集**があるとよい。(担い手)【取組方針③】
- ・ 発展が著しいAI技術について、リスクと効果を見極めながら適正な活用を検討していく必要がある。(検討)

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度の取組を継続して実施する。

- ① **建設DX促進説明会（導入促進）**は、技術者に加えてバックオフィス人材などの多様な人材を対象に開催を継続する。(★)
- ② **建設DX講習会（活用促進）**では、ICT技術の習得について、**技術者のニーズが高い内容の講習会を開催し、人材育成をサポート**することでICT活用工事の拡大を図る。(★)
- ③ 新技術（AI技術を含む）による**生産性向上につながる取組事例を紹介するガイドブックの掲載を拡充し、周知**することで、各企業の建設DX活用を促進する。(★)



企業の安定経営に向けた対応

検討会議・担い手確保・生産性向上小委員会・建設業団体の主な意見

検討会議	: 検討
担い手確保小委員会	: 担い手
生産性向上小委員会	: 生産性
建設業団体	: 業団体

- **最低制限価格の設定が低い市町があることが**、経常利益率に少なからず影響を与えている。(業団体)(取組方針②)
- 企業体力の向上により労働者の処遇改善につなげるため、地域内での企業間連携(アライアンス)の推進についても検討したほうがよい。(検討)

令和8年度 取組方針

(★) 検討会議・小委員会・建設業団体の意見を反映

◆ 令和7年度を取組を継続して実施する。

- ① 企業の安定経営に向けて売上高経常利益率の推移を把握し、産業全体(全国)との比較・分析等を行いながら、必要に応じて入札契約制度の改善を行う。
- ② 建設企業の適正利潤確保に向けて、**最低制限価格の設定が低い市町に対して**、発注者協議会三重県部会等に加え、**直接市町に出向き働きかけ**を行う。(★)



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度取組内容 (Ver.3)

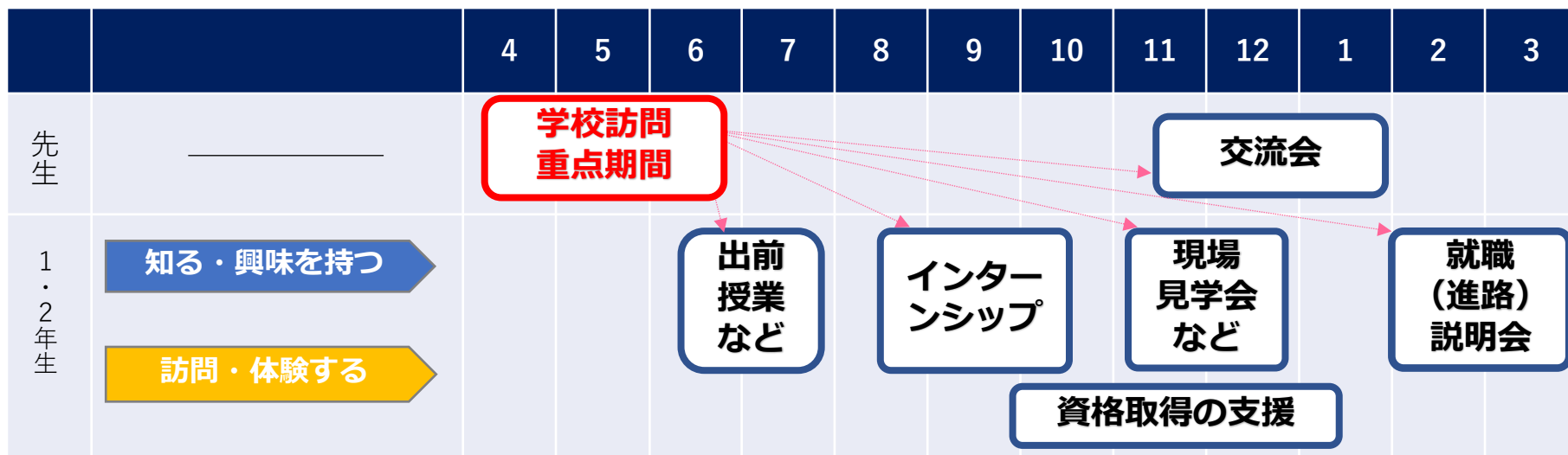
取組方針1「担い手の確保」の取組

<学校訪問>

『令和8年度取組方針』

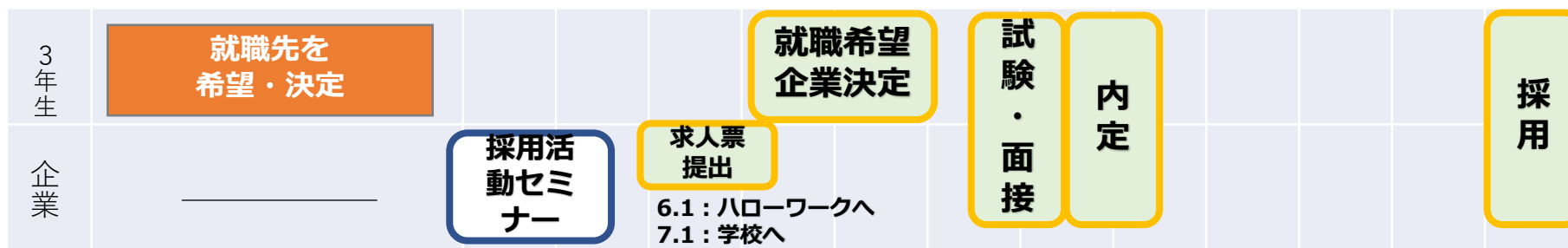
- 取組実施校に加え、**近年建設企業に入職実績のある高校**や地元就職者が多い高校などに優先的に実施する。

取組方針 指標	現状値 令和6年度	目標値 令和8年度
高卒就業者数の建設業の割合 (建設業就業者数/高卒就業者数)	5.4%	6.7%
取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
学校訪問数	33校 (目標値 30校)	37校



(採用スケジュール)

担い手確保の取組





2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度 of 取組内容 (Ver.3)

取組方針 1 「担い手の確保」の取組

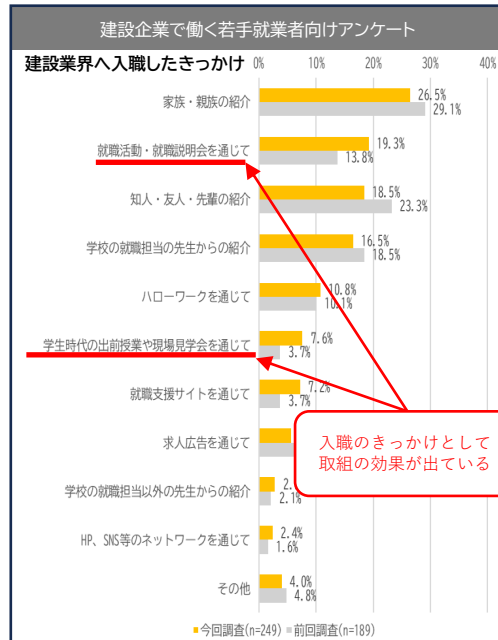
<出前授業等の開催>

『令和8年度取組方針』

- 卒業生を含む若手就業者などを積極的に起用して、若手就業者を中心に働く者の目線から同世代にアピール

取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
出前授業等の経験企業数	134社 (目標値 100社)	140社

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1・2年生	知る・興味を持つ 訪問・体験する		学校訪問 重点期間		出前授業、現場見学会、実習授業							



【支援 (取組) ターゲット】
高校生 (就活前の1・2年生が対象)

【取組時期】
7月～1月 (就職説明会までに開催)

【取組のポイント】

- 建設業を知ってもらい、就職先の1つとして選択してもらえるよう建設業をPRする。
- 卒業生を含む若手就業者を積極的に起用することで、生徒に自身が働くイメージをしてもらう。



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度を取組内容 (Ver.3)

取組方針1 「担い手の確保」の取組

<多角的な広報活動>

『令和8年度取組方針』

- ・ SNSを活用した情報発信の継続
- ・ 若年層と保護者世代へのPR⇒体験型イベントの開催
- ・ 漫画やアニメ等を活用した情報発信

取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
SNS・動画で発信している建設企業数(Aランク)	44% (目標値 30%)	50%



建設業の魅力を発信

【支援（取組）ターゲット】

高校生、小中学生および保護者世代

【取組時期】

- ・ SNS情報発信 7月～1月（就職説明会まで）
- ・ SNS広告配信 7月～8月（建設業のPR）
9月～10月（イベントPR）
- ・ 体験型イベント 11月「みえ建設ものづくりフェスタ」

【取組のポイント】

- ・ 小中学生と保護者世代を対象に体験型イベントを開催
- ・ 若年層がよく利用するSNSの広告配信を活用して建設業をPR
- ・ SNSを活用して出前授業等の状況を配信

2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の取組内容 (Ver.3)

取組方針1「担い手の確保」の取組



三重県誕生150周年記念事業

みえ建設ものづくりフェスタ

～やってみよう!!ものづくり・のりもの体験～

日時 令和8年**11月3日** (祝)
10:00 ~ 16:00

会場 **メッセウイングNHW**
〒514-0056 三重県津市北河路町19-1 駐車場あり

主催/三重県

若年層と保護者世代へのPR

三重県

- イベント運営全般
- 出展ブース運営
- イベント広報

関連業団体

- 出展ブース運営
- 運営支援
 - ・ 工作体験
 - ・ 各種展示
 - ・ 試乗、運転体験

教育機関

- 出展ブース運営
- 運営支援
 - ・ 工作体験
 - ・ 各種展示

14

知る



体験する



楽しむ

・パネル展示
➢ 三重県・関連業団体・教育機関
(三重県誕生150周年関係
測定の歴史 など)

・高所作業車・重機試乗
・ミニショベルカー運転体験
・工作体験(木・Con)
・重機運転シミュレーター
・小型ドローン操作体験
・関連業団体・教育機関ブース

・ステージショー
・キッチンカー
・菓子・餅撒き
・スタンプラリー抽選会

～関連業団体や教育機関と連携～

2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の実施内容 (Ver.3)

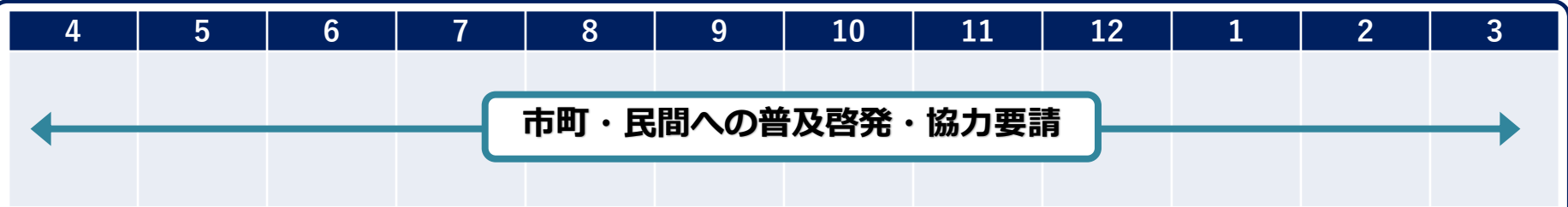
取組方針2「労働環境の改善」の取組

<週休2日制（4週8休）の定着>

『令和8年度取組方針』

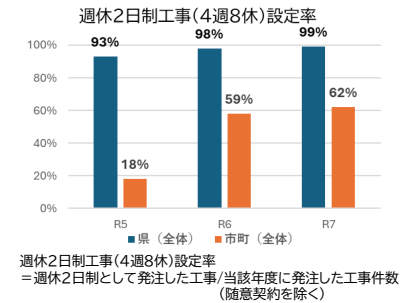
- 県発注工事** 週休2日制工事の取組を継続する
- 市町発注工事** 消極的な市町へ個別要請する
- 民間発注工事** 民間団体へアプローチし要請する

取組方針 指標	現状値 令和6年度	目標値 令和8年度
年間総実労働時間	1,899時間	1,820時間
取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
県工事の週休2日制工事（4週8休）の達成率	99% (目標値 90%)	100%
市町工事の週休2日制工事の発注率	99% (目標値 90%)	100%
民間への周知	実施	実施



【取組時期】

- 市町・民間への普及啓発・協力要請
 - (市町) 発注者協議会等
 - (民間) 建築確認審査機関、民間工事発注者



【取組のポイント】

- 週休2日制工事の設定率の低い市町に対して、設定率を向上するよう個別に要請する。
- 民間工事に対して、建築確認審査機関を通じて民間企業（発注者）に周知するとともに、民間団体へ取組要請を行う。



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度取組内容 (Ver.3)

取組方針2「労働環境の改善」の取組

<施工管理の社内分業化の支援>

『令和8年度取組方針』

バックオフィスの普及と浸透

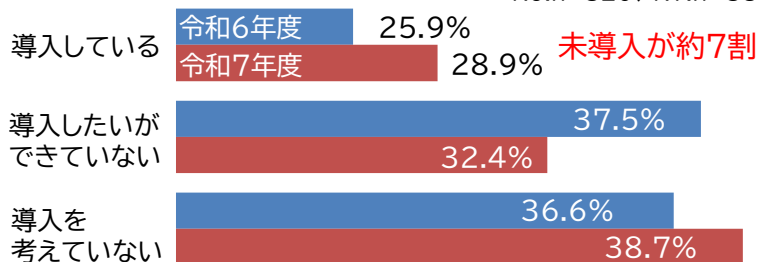
分業化に向けた体制作り、人材育成の支援を充実

取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
説明会の開催回数	1回 (目標値 1回)	1回

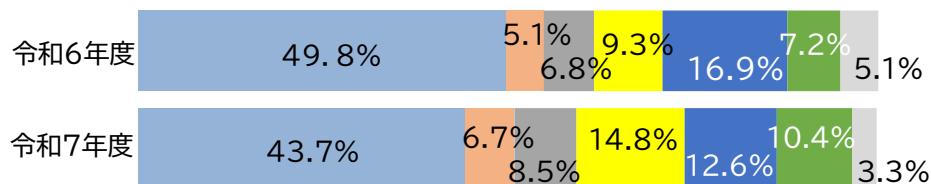


・バックオフィスの導入について

R6:n=320, R7:n=380



・バックオフィスを導入できていない理由、導入しない理由



- バックオフィスを担う人材が社内にはいない
- 業務を教える時間が無い
- 業務を学ぶ時間が無い
- 新規人材を確保する人件費が捻出できない
- バックオフィス人材についての情報が不足している
- バックオフィス人材の効果を感じていない
- その他



未だに、4割近い企業がバックオフィス導入への意欲が低いことから、バックオフィス説明会を継続して開催します。

社内人材の育成支援などのニーズに応えるため、未経験者が実践的な内容を学ぶ取組を始めます。



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度 of 取組内容 (Ver.3) 取組方針2「労働環境の改善」の取組

<CCUSの活用促進・賃金行き渡りの取組>

『令和8年度取組方針』

- ・ **CCUS活用モデル工事による下請事業者、技能者の登録促進**
- ・ **改正建設業法等による適正な労務費の確保と賃金行き渡りのため労務費ダンピング調査実施**

取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
CCUS活用モデル工事において目標達成した工事件数	237件 (目標値 40 件)	240件

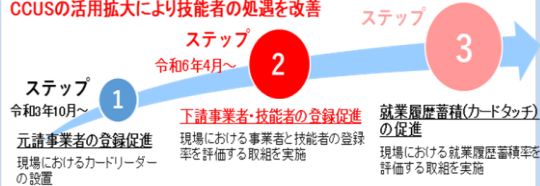


CCUS活用モデル工事（ステップ2：令和8年度）の実施

県発注工事における労務費ダンピング調査の実施

CCUSの活用促進

モデル工事を段階的に実施し、CCUS活用を促進
CCUSの活用拡大により技能者の処遇を改善



下請け事業者・技能者の登録促進(ステップ2:令和8年度)

全ての県発注工事がモデル工事の対象

改正建設業法による処遇改善

適正な労務費の確保
賃金の行き渡り



【取組のポイント】

- ・ 小規模な建設企業のCCUS事業者登録が遅れているため、企業向け説明会の開催や市町にモデル工事実施の働きかけ。
- ・ 改正建設業法等による適正な労務費の確保と賃金行き渡りのため、県発注工事において労務費ダンピング調査を実施。



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度 of 取組内容 (Ver.3)

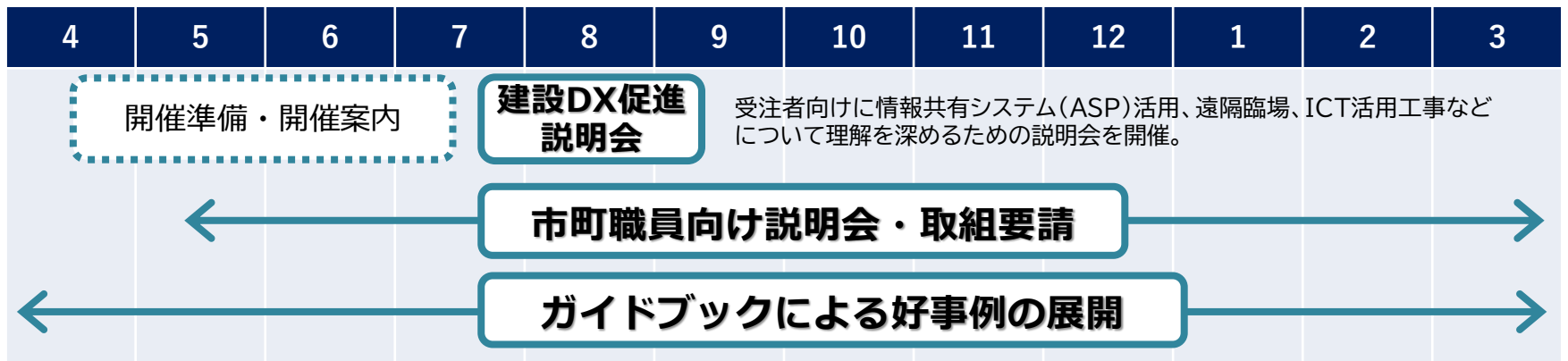
取組方針3 「生産性の向上」の取組

<建設DXの導入>

『令和8年度取組方針』

- ・【ASP・遠隔臨場】県発注工事における取組拡大
市町発注工事における取組要請
- ・現場でのインターネット環境の確保・実現に向けた検討及び対策
- ・建設DX促進説明会の継続 (遠隔臨場の必要性・メリット)

取組方針 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
Aランク建設企業のASP活用率 ASPを活用(Aランク) / 三重県発注工事受注企業(Aランク)	93% (160社/171社) (目標値 50%)	R7以上 80%(プラン)
取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
建設DX促進説明会の参加者数	854名(累計) (目標値 800名)	900名 (累計)



令和7年度 全10会場 198人(98社)参加

【取組(支援)ターゲット】
これからDXに取り組む企業

【取組時期】
7月下旬～9月中旬

【取組のポイント】

- ・桑名～熊野の県内10会場で開催(CPDS付与)
目標参加者数 150名程度/年
- ・未経験企業には個別にASPの導入を勧めていく



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の取組内容 (Ver.3)

取組方針3「生産性の向上」の取組

<建設DXの活用>

『令和8年度取組方針』

建設DX講習会に実践的内容を盛り込むなど、
内容のステップアップを図る

取組項目 指標	現状値 令和7年度	目標値 令和8年度
講習会の開催回数	9回 (目標値 5回)	5回

建設DX講習会

建設企業の技術者等を対象に開催。実践的な講習でICT活用工事に必要なスキルを磨く。

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
開催準備・開催案内				継続 初級編開催	ICT活用工事の基本やメリット等について学ぶ講習。						
より効果的に学ぶため、また過年度参加者も、さらにレベルアップを図るため、参加者のニーズに合わせて、習得レベル別に講習会を実施。				継続 中級編開催	3次元設計データ作成や実機の操作を行う体験型講習。						
				新規 上級編開催	3次元設計データ作成や現場での活用を学ぶ体験型講習(中級よりも高度な内容)。						

令和7年度実績 初級編 3会場 (3回) 3次元設計データ作成・活用編 3会場 (6回)

～初級編～

民間企業で活躍するICTアドバイザーを講師に招いた講座を開催



伊賀会場



松阪会場

～3次元設計データ作成・活用編～

実際に3次元設計データを作成し、実機によるデモを体験



3次元設計データ作成演習



小型ICT建機操作の実演



実機に触れて良さを体験



2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の取組内容 (Ver.3)

取組方針「企業の安定経営に向けた対応」の取組

**企業の適正利潤を確保することにより、
企業の安定経営を支える**

取組指標	現状値 令和6年度	目標値 令和8年度
売上高経常利益率	4.6%	5.7%

4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
---	---	---	---	---	---	----	----	----	---	---	---

財務指標の分析による動向の把握

売上高経常利益率等の
財務指標の公表

最低制限価格の見直し (R6)

R6. 4. 1改正済

(直接工事費 × 1.00 + 共通仮設費 × 1.00
+ 現場管理費 × 0.90 + 一般管理費等 × 0.75) × 1.1

労務・建設資材の変動等への適切な対応

設計単価の毎月改訂とともに、急激な単価変動時に特別改訂を実施。スライド条項が適切に運用されるよう、運用マニュアルを制定して周知。

資材価格高騰等に対する特例措置 (R6)

R6. 12. 1適用

急激な資材価格の変動により、積算時点と当初契約時点の設計単価に乖離が生じる場合、当初契約締結後に設計単価の適用年月を積算月から当初契約月に変更。

電子契約サービスの導入 (R7)

R7. 10. 1開始

契約手続きにおける利便性の向上や契約事務の効率化(印刷費用、印紙税が不要)などを図るため、サービスを開始。

債務負担工事の前払金特例の活用 (R7)

R8. 1開始

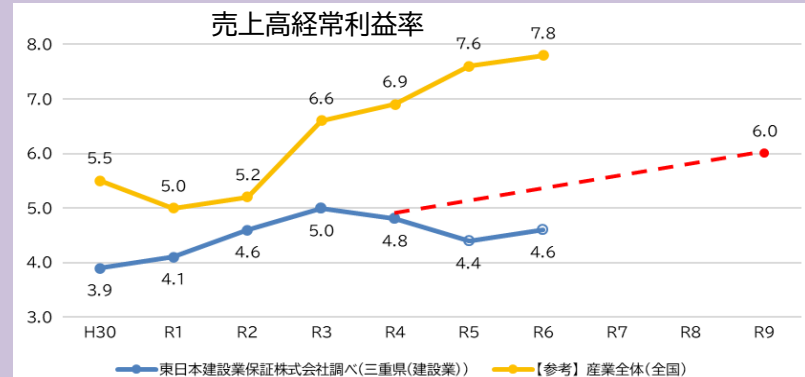
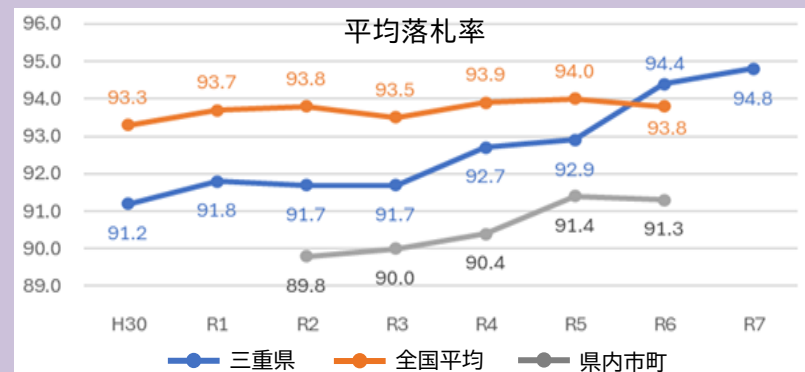
労務費や資材価格の高騰に伴う資金需要の高まり及び労務費の行き渡りなどに対応するため、債務負担工事の前払金を翌年度分の前払金相当額を含めて契約締結年度に請求できる契約条項を活用開始。

市町・民間への働きかけ

建設企業の適正利潤確保に向けて、最低制限価格の設定が国基準を下回る市町に対し、発注者協議会三重県部会等に加え直接市町に出向き働きかけを行う。

各取組
効果

財務指標等の分析による動向把握



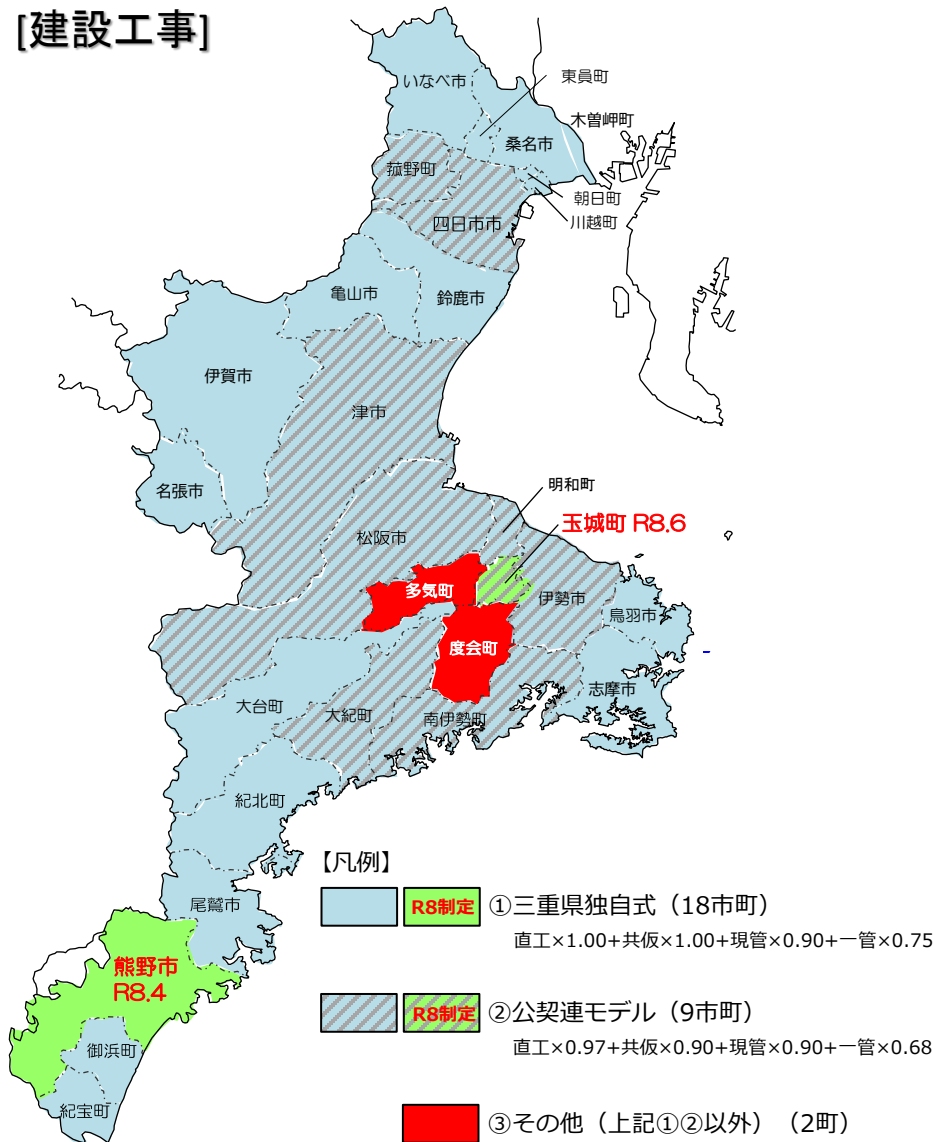


2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の取組内容 (Ver.3)

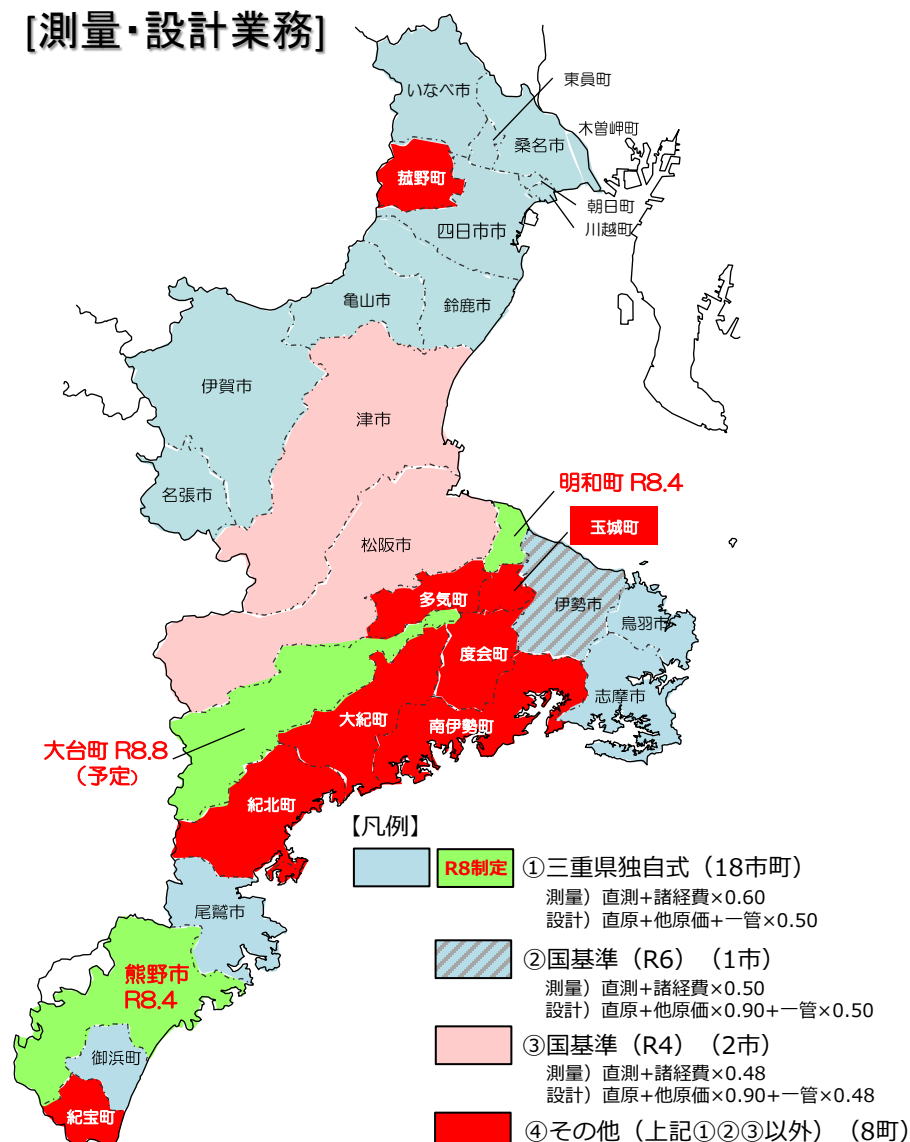
取組方針「企業の安定経営に向けた対応」の取組

<県内市町の最低制限価格等設定状況> 令和8年6月時点

[建設工事]



[測量・設計業務]





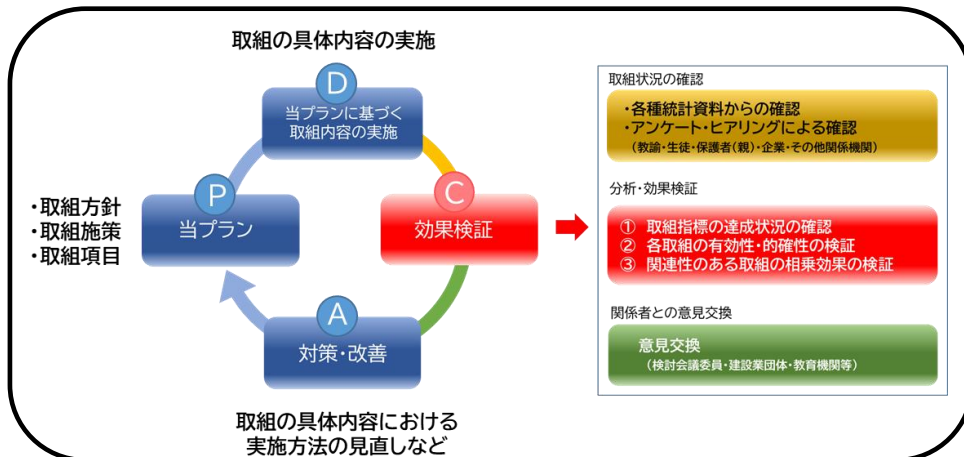
2. 令和7年度の効果検証をふまえた令和8年度の取組内容 (Ver.3)

「各取組の効果検証」

- 取組を効果的に進めるため、建設業団体や教育機関、検討会議委員との意見交換をふまえ、各取組の効果を検証し、対策・改善を行いながら取組を推進。
- 統計資料やアンケート調査等により取組方針の進捗を代表する取組指標や各取組項目の達成状況を確認。



22



【会議の開催時期と主な内容】

- プラン小委員会 1月
 - 各取組結果や統計資料・アンケート調査結果から効果検証を行い、次年度の取組方針について意見交換を行う
- プラン検討会議 2月
 - 小委員会の結果報告
 - 次年度の取組方針の決定
- 常任委員会 6月・3月
 - 令和8年度取組内容
 - 効果検証、次年度取組方針

(3)三重県一般海域等管理条例(仮称)(中間案)について

1 条例の必要性

- 放置船は、津波や高潮等の災害時における二次被害や、油流出による環境への影響が懸念される。
- 一般海域では56隻の放置船が確認されている。
- 現法令では、一般海域の放置船を解消するよりどころがない。

一般海域等を適正に管理するため

条例を制定する

(令和7年12月常任委員会にて骨子案を報告)

2 条例制定に向けた取組

条例(案)を検討するために有識者で構成する「三重県一般海域管理条例(仮称)あり方検討会」を設置

- 委員 葛葉教授(三重大学大学院)[会長] ※水文学
西澤弁護士(楠井法律事務所)[副会長]
植地常務理事(三重県漁業協同組合連合会)
清野准教授(九州大学大学院) ※沿岸・流域環境保全
三浦教授(神奈川大学) ※行政法、地方自治法、環境法、沿岸域法
- オブザーバー 三重県警察本部
第四管区海上保安本部

○これまでの経緯

- 第1回 令和7年 9月17日 課題・目的の検討
- 第2回 令和7年10月23日 骨子案の検討
- 第3回 令和7年12月24日 条文の検討
- 第4回 令和8年 3月 9日 条文の検討

3 中間案の概要

「三重県一般海域等管理条例(仮称) 中間案の概要」のとおり

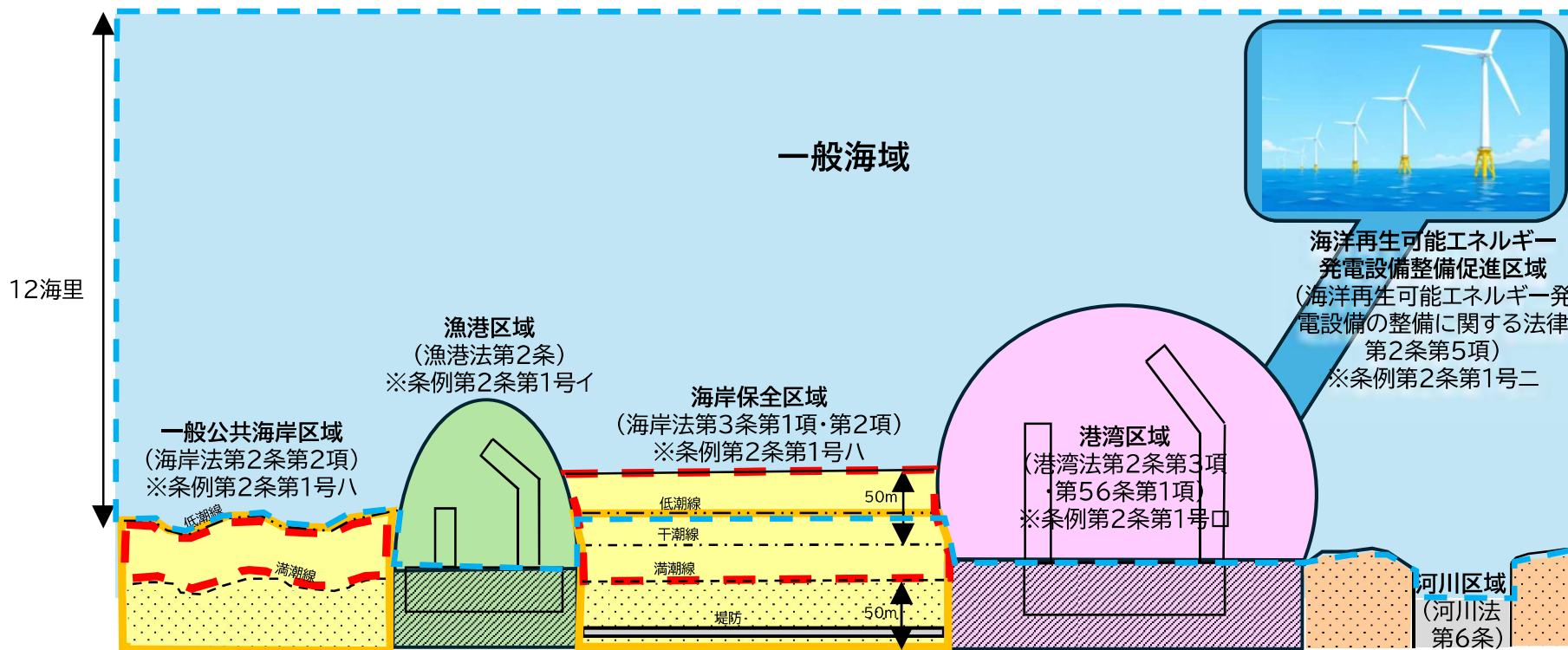
4 今後の予定

- 令和8年 9月 パブリックコメント
- 12月 防災県土整備企業常任委員会への報告(最終案)
- 令和9年 3月 定例会会議 条例案提出
- 7月 条例施行

三重県一般海域等管理条例（仮称） 中間案の概要

目的 (第1条)	一般海域等を適正に管理するため、適正な利用及び環境の保全を図ることを目的とする。		指定区域における 禁止行為 (第12条)	一般海域等のうち、一般海域等の保全上特に必要があるとして指定した区域内において、みだりに、船舶等を捨て、又は放置してはならない。
定義 (第2条)	一般 海域	県が管理する海域のうち、漁港区域、港湾区域、一般公共 海岸区域、海岸保全区域など、海域の管理が別の法令で定 められているものを除く海域	放置船舶等 の措置 (第13条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事は、指定した区域に捨てられ、若しくは放置された船舶等、又は工作物等（放置船舶等）が、一般海域等の管理に支障が生じ、やむを得ないと認めるときは、放置船舶等を移動することができる。 ◆ 知事は、放置船舶等について、売却又は廃棄することができる。
	特定 水域	一般公共海岸区域、海岸保全区域の水面の区域	警告 (第14条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 知事は、放置船舶等の所有者に対し、移動又は除却するよう警告することができる。 ◆ 所有者を確知できないとき、緊急の必要があるときは、警告を省略することができる。
	一般 海域等	一般海域及び特定水域をあわせたもの	放置船舶等 の移動 (第15条)	知事は、警告に従わないとき、警告を省略したときは、職員に移動させることができる。
占用等の許可 (第3条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 一般海域等において、次に掲げる行為をしようとする者は、許可を受けなければならない。 <ol style="list-style-type: none"> ① 工作物等を設けて一般海域等を占用 ② 海底の土石を採取 ③ 海底の土地の形状を変更 ④ その他適正な利用及び環境の保全に支障を及ぼすおそれがある行為 ◆ 許可に管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。 		移動した放置船舶 等の措置 (第16条)	放置船舶等を移動させたときは、保管し、3月経過しても返還することができないときは売却することができ、売却できないときは廃棄することができる。また、これらに要した費用は所有者の負担とする。
適用除外 (第4条)	公有水面埋立法、漁業法、水産資源保護法、海岸法など、別の法令の規定による免許、承認、許可等を受けた者が行う行為は、「占用等の許可」を適用しない。		報告の徴収及び 立入検査等 (第17条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 「占用等の許可」に違反した者に対し、一般海域等の管理上必要な事項の報告を求めることができる。 ◆ 占用等の場所や放置船舶等への立ち入り、書類や放置船舶等を検査することができる。
許可の特例 (第5条)	国又は地方公共団体が占用等の行為をしようとするときは、協議することをもって足りる。		罰則 (第18条)	「占用等の許可」に違反した者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
許可の基準 (第6条)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 次のいずれかに該当すると認めるときは、許可を与えないことができる。 <ol style="list-style-type: none"> ① 公共施設の利用等に支障を与えるおそれがある ② 公共性及び公益性を著しく損なうおそれがある ③ 環境の保全及び災害の防止に必要な配慮がなされていない ④ 暴力団の利益になる 		罰則 (第19条)	「許可の取消し等」の規定による命令に違反した者は、50万円以下の罰金
占用料等の 徴収等 (第7条)	占用等の許可を受けた者から占用料等を徴収する。		罰則 (第20条)	「指定区域における禁止行為」の規定に違反した者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金
地位の承継 (第8条)	占用等の許可を受けた者に相続等があったときは、相続人等は地位を承継し、地位を承継した者は届け出なければならない。		罰則 (第21条)	「報告の徴収及び立入検査等」の規定による報告をせず、検査を拒んだ者は、20万円以下の罰金
権利の譲渡 (第9条)	占用等の許可を受け地位を譲渡しようとする者は、承認を受けなければならない。		両罰規定 (第22条)	法人の代表者又は法人等が、前4条の違反行為をしたときは、各本条の罰金刑
原状回復 (第10条)	占用の期間が満了したとき又は占用等を廃止したときは、直ちに現状に回復し、届け出なければならない。		過料 (第23条)	詐欺その他不正の行為により、占用料等の徴収を免れた者については、免れた金額の5倍に相当する額以下の過料
許可の取消し等 (第11条)	占用等の許可に違反している者等に対して、許可を取り消し、条件を変更し、工作物等の移転、除却、原状回復等を命ずることができる。		過料 (第24条)	「地位の承継」の規定による届け出をしなかった者は、5万円以下の過料
			規則への委任 (第25条)	この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。

一般海域等 の定義



凡例	海域	土地	海岸の土地	公共海岸
	自然斜面	満潮線	干潮線	低潮線
	海岸法	港湾法	漁港法	占用の規定なし(※条例第2条第2号(特定水域))

一般海域 …

県が管理する海域のうち、漁港区域、港湾区域、一般公共海岸区域、海岸保全区域などの海域の管理が別の法令で定められているものを除く海域



特定水域 …

一般公共海岸区域、海岸保全区域の水面の区域



一般海域等

一般海域及び特定水域をあわせたもの

(4) 次期三重県都市計画基本方針 の策定について

1. 三重県の都市計画に関する方針について

三重県の都市計画区域について

- ・ 現在、25市町（14市11町）において、20の都市計画区域を指定。
- ・ 生活や産業の結びつきが強い地域ごとに5つの圏域に設定し、都市がめざす方向性を共有。

都市計画に関する方針について

- ・ 20の都市計画区域において都市計画法第6条の2に基づき都市計画区域マスタープラン(以下、区域MP)を策定。
- ・ 20の区域MPの策定に際して拠って立つべき基本的な考え方を整理するとともに、**県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向性を示すものとして、「三重県都市計画基本方針」を策定。**

任意計画

三重県都市計画基本方針

県土全体として総合的、一体的観点から概ね共通する都市づくりの方向性を示すもの

都計法第6条の2

基づく

都市計画区域マスタープラン（20区域）

「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」

都市計画区域におけるおおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市計画の目標や主要な都市計画の決定の方針などを示すもの



※複数の区域を有する市があります

	都市計画区域の種類	都計	市町
	区域区分有り	5	11
	区域区分無し・用途地域有り	8	10
	区域区分無し・用途地域無し	7	7
	計	20	25※
	準都市計画区域	1	1

2. 現行三重県都市計画基本方針(H29.3策定)の概要

三重県の都市づくりにおける課題

社会情勢の変化からみた課題

- ✓ 人口減少社会における持続可能な地域づくりのため、立地適正化制度をふまえた都市づくりに見直す必要がある。
- ✓ 災害が発生しても人命を守り、致命的なダメージを受けない「災害に強い国土づくり」が求められている。
- ✓ 世界レベルでの産業動向等に対応しつつ、自立的な経済・生活圏の形成が必要である。

都市計画区域マスタープランの検証からみた課題

- ✓ 市街地の人口密度がさらに低下し、生活サービス施設等の維持が困難になり生活利便性に支障が出ている。
- ✓ 南海トラフ地震等大災害に対応するための土地利用の方針を明確にし、実行していくことが必要である。

みえ県民カビジョン

政策Ⅲ-5「安心と活力を生み出す基盤」

都市づくりの方向性

地域の個性を生かした魅力の向上

都市機能の効率性と生活利便性の向上

災害に対応した安全性の向上

産業振興による地域活力の向上

県民と共に考える地域づくり

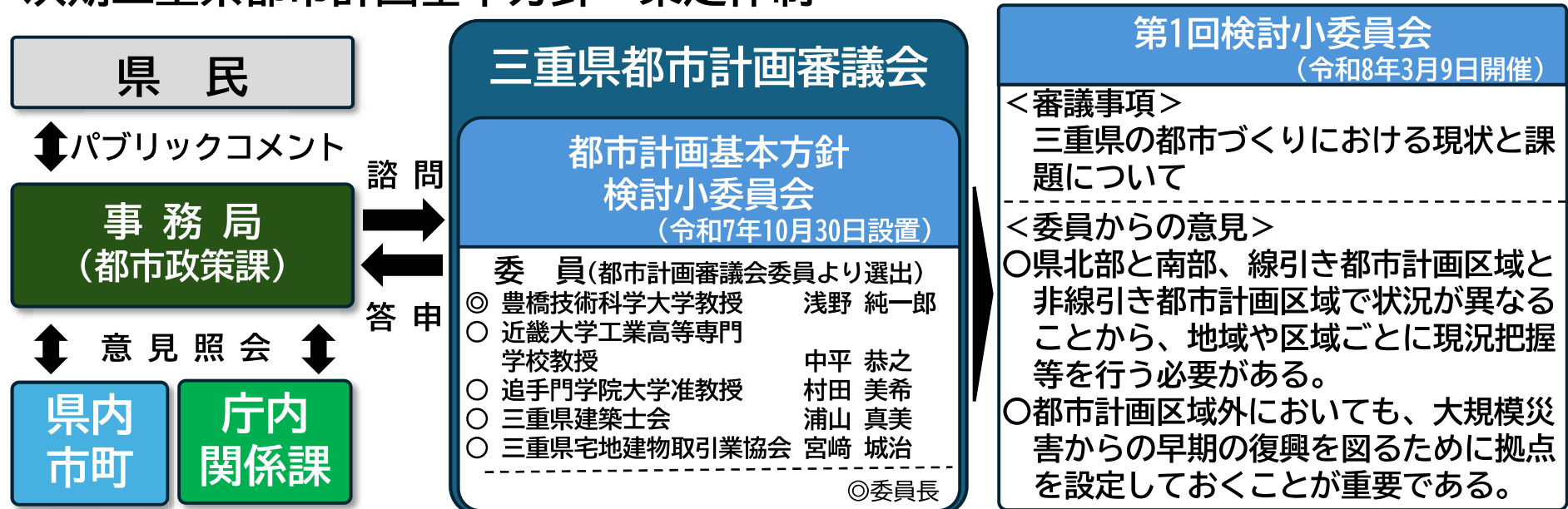
3. 次期三重県都市計画基本方針の策定について

都市計画区域マスタープラン策定スケジュール

現行区域MPの目標年次(令和12年)を迎えるまでに、次期区域MPを策定する必要があり、これに先立って次期三重県都市計画基本方針を策定します。



次期三重県都市計画基本方針 策定体制



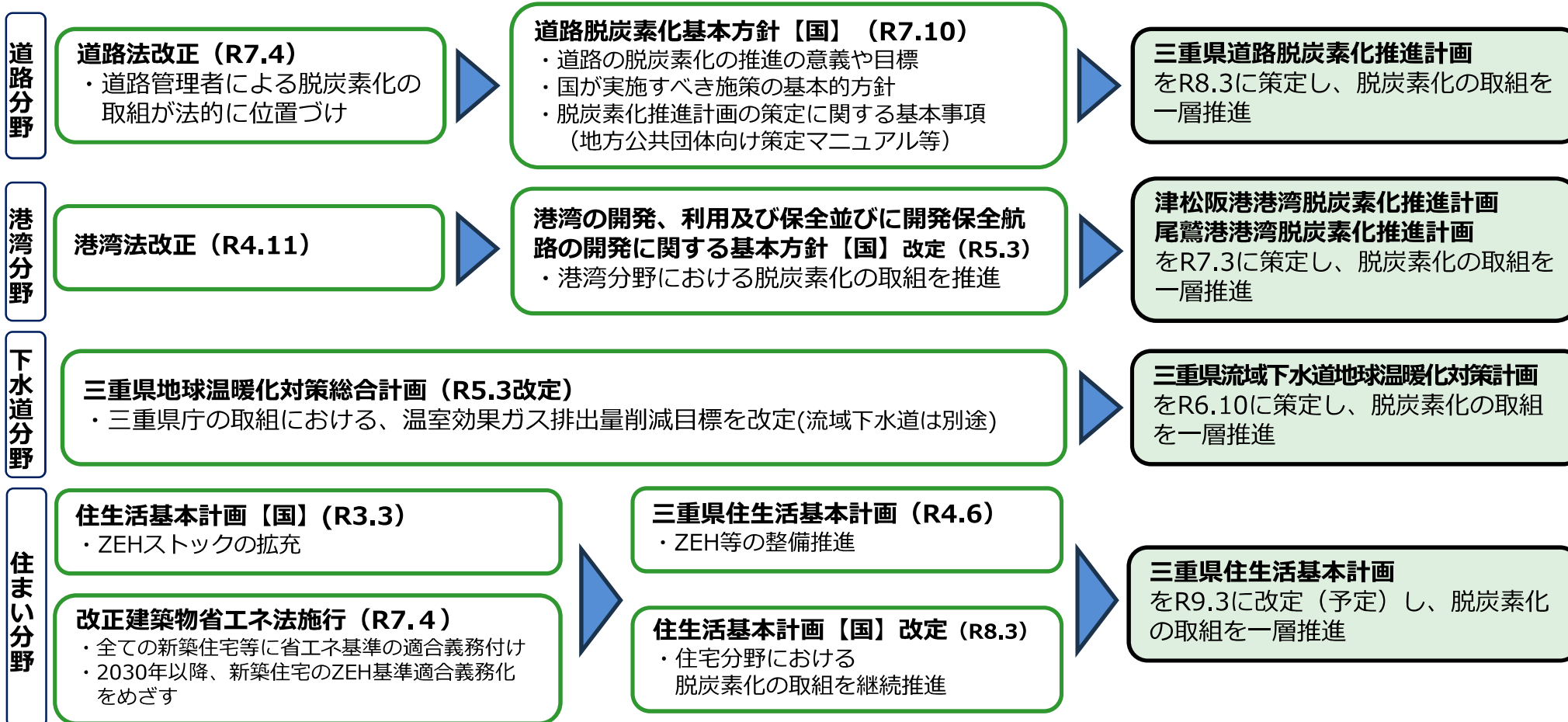
(5) 脱炭素化の取組について

【背景】 脱炭素化の取組について

1. 道路分野における脱炭素化の取組について
2. 港湾分野における脱炭素化の取組について
3. 下水道分野における脱炭素化の取組について
4. 住まい分野における脱炭素化の取組について

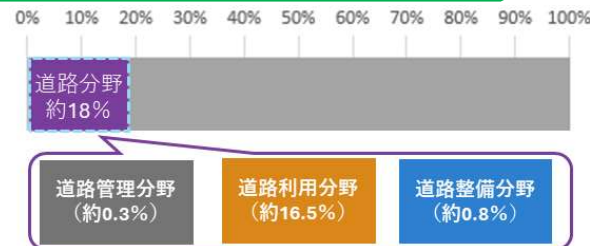
【背景】脱炭素化の取組について

国	地球温暖化対策計画(国全体における計画)	H28.5策定 R7.2改定		
	温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比)	2030年 46%削減	2040年 73%削減	2050年 100%削減
県	三重県地球温暖化対策総合計画(三重県全体における計画)	R3.3策定 R5.3改定		
	温室効果ガス排出量削減目標(2013年度比)	2030年までに47%削減		



三重県道路脱炭素化推進計画(2026年度～2040年度)に基づき取組を推進

三重県が管理する道路の脱炭素化



【道路管理分野】

・基準年度における道路管理分野のCO₂排出量

基準年度	2013年度
排出量	4,170 t/年

・道路管理分野におけるCO₂削減目標

	2030年度	2040年度
CO ₂ 目標削減率	38%	45%
CO ₂ 目標削減量	1,586 t/年	1,856 t/年

□道路関係車両の電動化



道路関係車両電動化率	
2030年度	2040年度
40%	100%

□道路照明のLED化



道路照明のLED化率	
2030年度	2040年度
61%	71%

□再生可能エネルギーの活用



調達電力の再生可能エネルギー比率	
2030年度	2040年度
55%	65%
道路区域内の太陽光発電設置箇所数	
2030年度	2040年度
3箇所	今後検討

【道路利用分野】

・主要渋滞箇所の整備目標

基準年度2013年度	2030年度	2040年度
129箇所	115箇所	今後検討

・ナショナルサイクルルートにおける自転車通行空間の整備目標

基準年度2013年度	2030年度 (2028年度※)	2040年度
—	100%	100%

※三重県自転車活用推進計画における目標年次

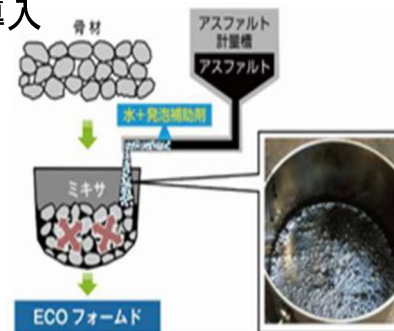


【道路整備分野】

低炭素化材料の導入

アスファルトの中温化技術

今後、国等の事例を参考に試行工事を行い目標を設定



出典：道路分野の脱炭素化政策集Ver.2.0 (国土交通省)

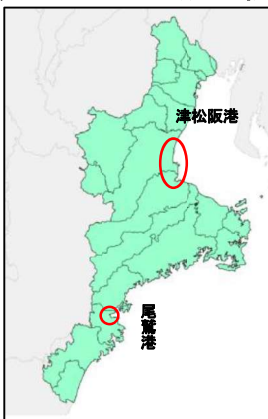
港湾分野における脱炭素化の取組を推進するため、津松阪港と尾鷲港において、港湾脱炭素化推進計画(2025年度～2050年度)に基づく取組を推進

港湾脱炭素化推進計画に基づく取組内容

港湾・臨海部における、温室効果ガスの排出量の削減に関する取組(港湾管理者、民間企業等)

- ・照明機器の高効率化
- ・再生可能エネルギーへの転換
- ・電動フォークリフトへの切替
- ・省エネタイプ設備への更新
- ・CO₂フリー電力の購入
- ・運搬車両等のEV化

etc



取組例1 【省エネ】 照明機器の高効率化

ターミナル内の照明のLED化



港湾脱炭素化推進計画におけるCO₂削減目標

◎ 津松阪港

目 標	具体的な数値目標		
	短期(2030年度)	中期(2040年度)	長期(2050年)
CO ₂ 排出量	約16万t/年 (2013年度比42%削減)	約8万t/年 (2013年度比71%削減)	0t/年 (実質)

◎ 尾鷲港

目 標	具体的な数値目標		
	短期(2030年度)	中期(2040年度)	長期(2050年)
CO ₂ 排出量	約401t/年 (2013年度比42%削減)	約201t/年 (2013年度比71%削減)	0t/年 (実質)

※三重県地球温暖化総合計画(温室効果ガス排出目標)を踏まえ、2030年以降の具体的な目標値を設定

取組例2 【再エネ】 再生可能エネルギーへの転換

臨海部(民間企業内)に太陽光発電施設を設置

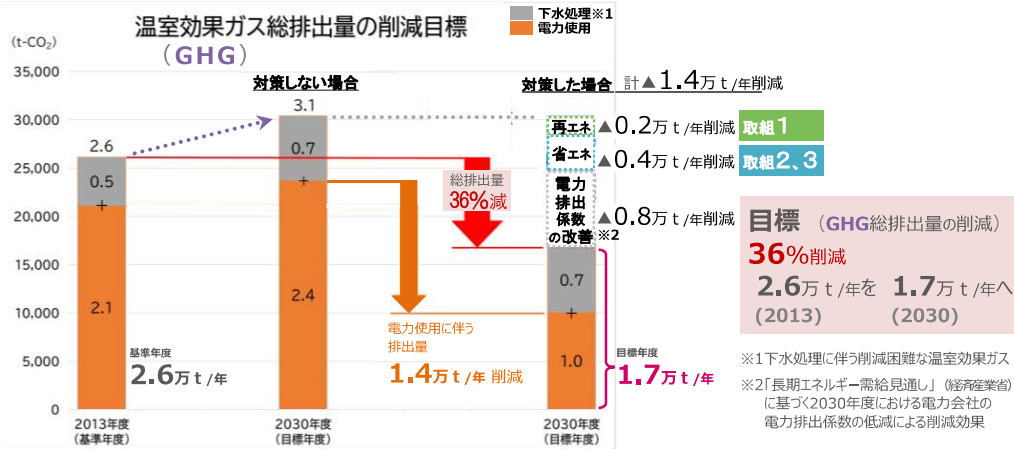


三重県流域下水道地球温暖化対策計画に基づき、化石燃料由来の電力量を削減

三重県流域下水道地球温暖化対策計画

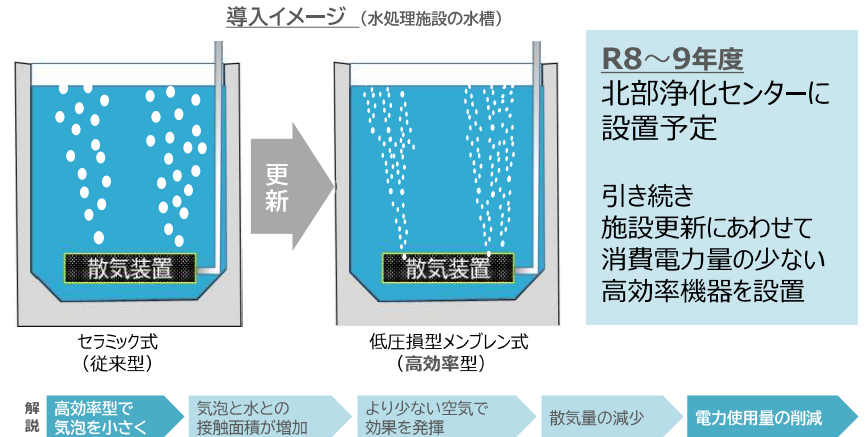
2024～2030年度

脱炭素化を推進するため、必要な取組と削減目標を設定



取組2【省エネ】設備・機器の高効率化 ▲0.35万t/年

下水処理場の設備更新時に高効率機器を導入



取組1【再エネ】太陽光発電施設の設置 ▲0.2万t/年

▲0.2万t/年

下水処理場内に太陽光発電施設を設置 (自家消費型)



PPA方式を採用

事業者が発電施設を整備し
 県が電力を購入

R8年度

雲出川左岸浄化センターに設置

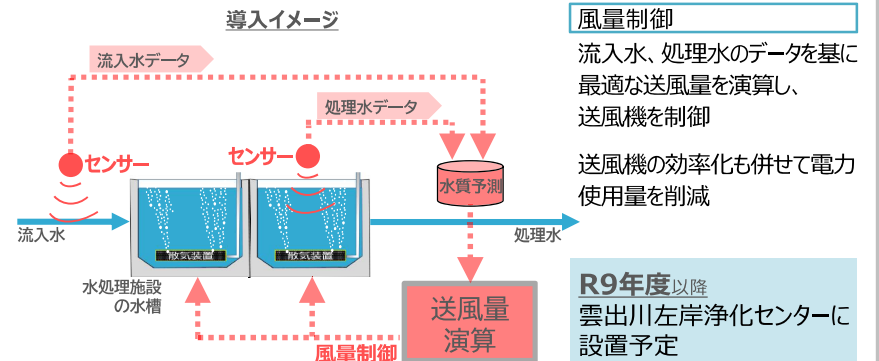
R9年度

4月、事業者から電力購入開始の予定

引き続き他の浄化センターに展開

取組3【省エネ】機器制御方法の見直し ▲0.05万t/年

水槽内の水質に基づく風量制御により電力使用量を削減



住まい 4. 住まい分野における脱炭素化の取組について

住宅の脱炭素化と良質な住環境の促進を図るため、ZEHの推進を三重県住生活基本計画(2020年度～2030年度)に基づき実施

① 住宅の脱炭素化の背景・取組方針

◆脱炭素化の背景

建築物分野が日本でのエネルギー消費量の約3割を占める



【出典：国土交通省HPより】

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物分野における住宅の脱炭素化への取組が急務

◆住宅の脱炭素化に向けた取組方針

改正建築物省エネ法施行 (R7.4)

- ・ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け
- ・ 2030年までに、新築住宅のZEH基準適合義務化をめざす

住生活基本計画(全国計画)【国】

- ・ ZEHストックの拡充

三重県住生活基本計画 (R4.6)

- ・ 住宅の省エネルギー推進のため、ZEH等の整備の推進

■住生活基本計画(全国計画)の改定【国】(R8.3)

住宅分野における省エネルギー化・脱炭素化の継続推進

取組 1

次期「三重県住生活基本計画」(R9.3改定予定) 国の改定をふまえ、住宅の脱炭素化への取組をより推進

② 住宅の脱炭素化に向けた取組

◆三重県省エネ住宅導入促進事業

R8新規事業

住宅の脱炭素化を推進するため、ZEHまたはZEHを上回る性能の住宅を建設または購入する者に対し、県は市町の補助金額の1/2以内かつ

10万円を上限に補助を実施

(イメージ)住宅建設費等3,000万円、市町の補助20万円の場合

補助概要

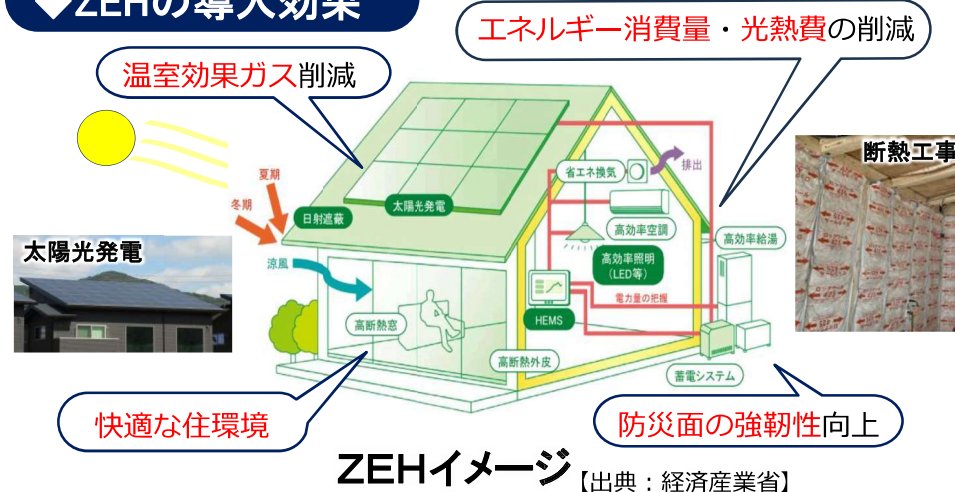
民間(個人等)
2,980万円

県
1/2
10万円

市町
1/2
10万円

補助金額10万円(上限)

◆ZEHの導入効果



取組 2

令和8年度より四日市市・松阪市で補助を実施

(6) 審議会等の審議状況 (令和8年2月17日～令和8年6月2日)

(県土整備部)

1 審議会等の名称	都市計画基本方針検討小委員会
2 開催年月日	令和8年3月9日
3 委員	委員長 浅野 純一郎 委員 村田 美希 他3名
4 諮問事項	次期「三重県都市計画基本方針」の検討
5 調査審議結果	諮問事項について、審議を行った。
6 備考	